

平成 26 年 2 月 19 日
第 9 回学校間連携会議

平成 26 年度「教職員の諸権利」特別委員会の総括

<学校間連携会議総括より>

- ・ 今年スタートした特別委員会なので、当然「継続」という前提で次年度に向けた各委員会での協議が必要。
- ・ 「富実」「教職員の諸権利」の 2 本が必要なのかどうか。
- ・ 教職員の権利について、休眠していた活動だったこと・年度途中からの開始ということ・エクセルわからない等々の理由から改編していく自信がありません。富良野独自自分を含めて参考資料を積み重ねていくくらいにはならないでしょうか。
- ・ 改訂作業はとても大変ですが、継続のために連携会議全体でより良い方法を今後も考えていく必要があると思います。

上記の結果を受けて、委員で検討しました。

今年度、再開した取り組みであるため、来年度については改訂方法を含めて活動を継続していきます。また、通知等の資料化を継続して行っていきたいと考えます。

ただ、実際の改訂作業（エクセルへの入力）は委員のなかで進められない場合もあるので、他の連携会議のメンバーに依頼したいと思います。

<改訂作業の流れ>

- ① 日常の中で「教職員の諸権利」の改正点をチェック（市内事務職員全員）
- ② 改正点や改正と思われる件について、サイボウズ回覧に書き込み（市内事務職員全員）
- ③ 年に 2 回程度特別委員会を開催（8 月・1 月くらい）し、改正点を確認した後、9 月・2 月くらいに改訂予定。（特別委員会委員）
- ④ 特別委員会から改正後のデータ配信
※ 掲示板は意外と使いづらいという話があったので、改正点に気付いた時点で回覧に書き込んでもらう。「トップに出す」という機能があるので、全員にトップに出してもらって、書き込みがあったらすぐにチェックできるようにする。（回覧の寿命は 3 か月くらい？あまりないと思うので 6 か月くらい大丈夫？）

<教職員の諸権利特別委員会委員>

佐藤禎洋（扇山小学校）、長岡典枝（麓郷小中学校）、北井宣恵（富良野小学校）、泉智恵子（鳥沼小学校・今年度まとめ役）

平成 27 年 2 月 19 日
第 9 回学校間連携会議

平成 26 年度「教職員の諸権利」改訂について

1 教職員の諸権利本文改訂箇所

- (1) 目次の 2 ページ目 (30 自己啓発休業の後)
「31 配偶者同行休業」を追加
- (2) 36 ページ
「修学部分休業」地公法条文改正
- (3) 37 ページ
「高齢者部分休業」地公法条文改正
- (4) 39 ページ (自己啓発休業の後)
「配偶者同行休業」地公法条文追加

2 資料追加

- (1) 授業に係る週休日の振替期間の特例 (市町村あて) (平成 26 年 3 月 3 日課長通知)
- (2) 少年団に従事する場合の取り扱い (平成 24 年 12 月 20 日通知)
- (3) 教育団体の業務に従事する場合の服務等の通知 (平成 26 年 5 月 30 日通知)
- (4) 定期健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取り扱いについて (平成 26 年 12 月 10 日係長メール)
- (5) 病気休暇制度に関する質疑応答② (記載例)
- (6) 私事滞在に係る旅費等の取扱いについて ※
※ 参照資料フォルダの整理が必要

3 その他検討事項

改訂に伴う作業をエクセル名人にお願いしたい。